

特別養護老人ホーム山崎園（従来型）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 三幸会が開設する特別養護老人ホーム山崎園（以下「事業所」という。）が行う事業の適正な運営を確保するために、事業の運営に関する事項を定め、施設サービス計画に基づきその利用者が可能な限りその居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう目指し、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう認知の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。また、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めなければならない。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。
- 3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町・老人福祉を増進することを目的とする事業所、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めなければならない。
- 4 介護老人福祉施設入所生活介護を行うにあたっては、入居する利用者については、入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行わなければならない。
- 5 介護従事者は、生活介護の提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行わなくてはならない。
- 6 介護従事者は、入所生活介護の提供に当っては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 7 事業者は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 特別養護老人ホーム山崎園
- （2）所在地 浜松市西区雄踏町山崎2829番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医師（非常勤） 1人以上

医師は、利用者に対する診療、利用者及び職員に対する健康管理、保健衛生指導並びに疾病予防に関するを行う。

(3) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービス調整、医療機関等の他の機関との連携を行う。
また、入所者の心身の状況や生活歴・病歴等の状況の把握に努める。入所者の退所に際しては、その者の円滑な退所のための必要な援助を行う。

(4) 介護職員 24人以上

介護職員は、利用者の生活介護・介助及び援助を行い、サービスに関する計画を作成する。

(5) 看護職員 3人以上

看護師は、医師の診療の補助及び看護、利用者の保健衛生管理・指導の業務を行う。

(6) 管理栄養士 1人以上

栄養ケアマネジメント計画を作成し、栄養状態や摂取状況及び嗜好を配慮した献立の作成、栄養出納、給食事務、調理場並びに従事者の保健衛生指導管理を行う

(7) 機能訓練指導員 1人以上

利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための必要な訓練に関するを行う。

(8) 介護支援専門員 1人以上

利用者のケアプランの策定並びにモニタリングをおこなう。

(9) 事務員 1人以上

公文書類の收受、発送、保存、人事、給与、福利厚生及び教養に関すること、経理事務に関すること、諸規程の管理等の業務を行う。

(利用定員)

第5条 介護老人福祉施設の利用定員

50名

(定員の遵守)

第6条 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(サービスの内容)

第7条 介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行われなければならない。

2 事業所は、一週間に二回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 事業所は、入居者に対しその心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。

- 4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 事業所は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 事業所は、入居者に対し前各項に規定するもののほか、離床・着替え・整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 事業所は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 事業所は、入居者に対しその負担により、当該事業所職員以外の者に介護を受けさせてはならない。
- 9 事業所は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。
- 10 事業所は、入居者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。
- 11 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮しておこなわなければならない。
- 12 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。

(介護老人福祉施設の利用料)

第8条 本事業所が提供する入所生活介護の利用者は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 厚生労働大臣の定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(2) 食 費 1 日 1, 4 1 0 円
尚、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(3) 居住費 従来型 個室 1 日 1, 1 7 1 円
従来型多床室 1 日 8 5 5 円
尚、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(4) 理美容代 1 回 2, 0 5 0 円（消費税込）から

(5) レクリエーション

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただき、利用料金は材料代等の実費をいただきます。

(6) 前各号に掲げるもののほか、入所生活介護の生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は次の事項を遵守する。

- (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか・口論・いじめ・泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序・風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 施設内で喫煙等火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従事者は、入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第11条 介護老人福祉施設は、「特別養護老人ホーム山崎園消防計画」並びに「高齢者福祉施設における災害対応マニュアル」に沿った対応を行い、夜間・昼間を想定した避難訓練を実施するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏洩しない。

- 2 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の個人情報を保護する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護するため、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報の保護すべき旨に従業者と雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関に利用者に関する心身・病状等の情報を提供できるものとする。
- 5 利用者が退所し在宅に戻る場合、居宅介護支援事業者等に対して利用者に関する情報の提供をする場合は、利用者又はその家族の承諾を得る。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、従事者の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時の研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者等は、勤務中においては身分を証明する身分証明証を常に携帯し、利用者や家族から提示を求められた時はこれを提示する。
- 3 この規程に定める事項の他運営に関する重要事項は、社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録の整備)

第14条 常に当該事業所の実情を的確に把握するため、日々の運営及び財産並びに利用者へのサ

ービス状況等に関する一切の事実を正確に記載した記録を備えなければならない。

附 則

この規程は、平成13年11月1日から施行する。

この規程は一部を変更し、平成17年7月1日より施行する。

この規程は一部を変更し、平成17年10月1日より施行する。

この規程は一部を変更し、平成23年4月1日より施行する。

この規程は一部を変更し、平成26年11月1日より施行する。

この規程は一部を変更し、平成27年4月1日より施行する。

この規程は一部を変更し、平成27年8月1日より施行する。

この規程は一部を変更し、平成29年9月1日より施行する。

この規程は一部を変更し、平成30年8月1日より施行する。

この規程は一部を変更し、令和1年10月1日より施行する。